

承認第 5 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 6 年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月2日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第169号）が令和6年4月12日に公布されたことに伴い、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 日

かすみがうら市長

令和 6 年かすみがうら市条例第 19 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年かすみがうら市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- （5） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- （6） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 35 の項及び別表第 3 の 1 の項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行する。